

岡山県大学図書館員研修会会則

(名称)

第1条：本会は、岡山県大学図書館員研修会という。

(会員)

第2条：本会は、この会の目的に賛同し、会則に従う岡山県下の大学図書館員を主体にして組織する。

(目的)

第3条：本会は、会員相互の理解と協力を促進し、大学図書館の発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条：本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大学図書館に関する研究・調査
- (2) 大学図書館に関する研究会・講習会等の開催
- (3) その他の必要な事業

(役員)

第5条：本会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長：1名
- (2) 委員：若干名
- (3) 監事：2名

(役員の仕事)

第6条：委員長は、本会を代表し、会務を主宰する。

委員は、委員長を補佐し、会務を分担する。

監事は、会計を監査する。

(役員の出選と任期)

第7条：委員長、委員、監事は、会員中から総会において出選する。

役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第8条：本会は、毎年1回の総会を開催する。ただし必要に応じて臨時総会を、開催する事ができる。

2. 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 事業計画および予算・決算に関する事。
- (2) その他必要な事項。
- (3) 総会は会員の3分の2の出席により成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、委任状は出席とみなし、白紙委任状は委員長への委任とみなす。

(会計)

第9条：本会の経費は、会費、その他をもってあてる。

2. 会員は、会費として年額500円を前納する。

第10条：本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則変更)

第11条：本会則の変更は、総会の議決による。

付則：この会則は、昭和57年4月24日から施行する。

付則：この会則は、昭和58年8月から施行する。

付則：この会則は、平成10年5月9日から施行する。